令和五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第二百十六回国会提出）審査報告書
令和五年度特別会計予算総則第二十一条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（第二百十六回国会提出）審査報告書

弔詞

三月十七日逝去された元議長斎藤十朗君に対し、五月二十六日次の弔詞をささげた。

参議院は、わが国民主政治発展のため力を尽くされ、さきに参議院議長として憲政の発揚につとめ、特に院議をもつて永年の功労を表彰せられ、また国務大臣としての重任にあたられました元議員従二位桐花大綬章斎藤十朗君の長逝に対し、つつしんで哀悼の意を表し、うやうやしく弔詞をささげます

人事異動

内閣

○財務大臣臨時代理解職

国務大臣　村上誠一郎

財務大臣加藤勝信帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

同　村上誠一郎

内閣府特命担当大臣加藤勝信帰朝につき内閣府特命担当大臣（金融）事務代理を免ずる

倉澤　守春

判事兼簡易裁判所判事に任命する

楠井　英夫

簡易裁判所判事兼判事に任命する（以上五月二十四日）

国務大臣　武藤　容治

内閣府特命担当大臣赤澤亮正帰朝につき内閣府特命担当大臣（経済財政政策）事務代理を免ずる（五月二十五日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、エクアドル大統領ダニエル・ノボア・アシン閣下の大統領再任につき、五月二十四日御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

令和七年五月二十八日

金融庁長官　井藤　英樹

貸金業法第二十七条第一項第三号に掲げる事項

令和７年４月23日付で、日本貸金業協会への加入を承認した業者

登録番号	商号、名称又は氏名
東京都知事(1)第31996号	株式会社Brighten Japan
東京都知事(1)第32015号	フリー創業融資サポート株式会社
東京都知事(1)第32017号	株式会社ＴＥＲＡＳＳ
山梨県知事(1)第00714号	山梨中銀リース株式会社
群馬県知事(1)第01222号	株式会社アッコラ

日本貸金業協会に対し、商号、名称又は氏名の変更の報告があった業者

変更年月日	登録番号	変更後の商号、名称又は氏名（旧商号等）
令和７年３月10日	高知県知事(4)第01519号	株式会社いつも（株式会社Ｋ・ライズホールディングス）

令和７年４月23日付で、日本貸金業協会からの脱退を理事会に報告した業者（廃業）

登録番号	商号、名称又は氏名
大阪府知事(8)第11994号	ポテト
鹿児島県知事(14)第00179号	株式会社エヌシーガイドショップ
関東財務局長(3)第01510号	株式会社J.Score
大阪府知事(2)第13007号	株式会社コンフィアンス
大阪府知事(1)第13028号	信和コミュニティ株式会社
東京都知事(1)第31978号	株式会社ＥＦインベストメント

令和７年４月23日付で、日本貸金業協会からの脱退を理事会に報告した業者（不更新）

登録番号	商号、名称又は氏名
千葉県知事(6)第03845号	ＫＡＺＡＭＡ株式会社

労働

最低工賃の改正決定に関する公示

宮城労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、宮城県電気機械器具製造業最低工賃（令和４年宮城労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

令和７年５月28日　宮城労働局長　小宅　栄作

宮城県電気機械器具製造業最低工賃

1　適用する家内労働者　宮城県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者

2　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3　第１号の家内労働者に係る最低工賃額　次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ金額欄に掲げる金額

品目	工程	規格	金額
シールド線	端末加工 （表面の絶縁被覆部分が剥ぎ取り済みとなっているシールド線の一端について、アース線をより分けてよじり、芯線の絶縁被覆を剥ぎ取った後、当該アース線及び芯線の端末を半田付けすることをいう。）	１芯のものについて行うもの	１か所につき ２円04銭
	チューブ挿入 （端末加工の途中又は終了したシールド線の一端について、よじり済みのアース線にビニールチューブを通した後、固定用チューブを通し、加熱して密着させることをいう。）		１か所につき ２円17銭
コネクター	差し （コネクターの指定の位置に、シールド線又はリード線の端末に取り付けられた端子を差し込むことをいう。）	シールド線について行うもの	１ピンにつき 61銭
		リード線について行うもの	１ピンにつき 47銭

4　効力発生の日　令和７年６月27日